

第1号様式(第6条関係)

審査基準・標準処理期間整理票

処分の内容	特定入所者介護予防サービス費の差額の支給		
根拠法令及び条項	介護保険法施行規則第97条の4		
審査基準	<input checked="" type="checkbox"/> 有(第3条第1項に該当する場合を含む。) <input type="checkbox"/> 無(根拠：第3条第2項第 号に該当)		
	公表 <input checked="" type="checkbox"/> する <input type="checkbox"/> しない(公表しない場合の根拠：第7条第2項第 号に該当)		
	【内容】 (※審査基準を公表する場合のみ記載すること。) 介護保険法施行規則第97条の4 別紙のとおり		
審査基準 設定年月日	平成12年4月1日	審査基準 最終変更年月日	平成 年 月 日
標準処理期間	<input checked="" type="checkbox"/> 有(第5条において準用する第3条第1項に該当する場合を含む。) 期間(請求のあった日の翌日から起算して90日以内) <input type="checkbox"/> 無(根拠：第5条において準用する第3条第2項第 号に該当)		
標準処理期間 設定年月日	平成25年4月1日	標準処理期間 最終変更年月日	年 月 日
所管部署	福祉部 ちゃーがんじゅう課		
備考			

注 審査基準が法令に具体的に規定されているため審査基準を設定する必要がない場合は、その旨及び当該法令の定めを審査基準の内容欄に記載すること。

【別紙】

介護保険法施行規則

第97条の4 第八十三条の六第一項第一号、第二号及び第五号並びに第二項から第十項まで、第八十三条の七並びに第八十三条の八の規定は、特定入所者介護予防サービス費について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。